

寄 附 行 為

財団法人ふるさといわて定住財団

財団法人ふるさといわて定住財団寄附行為

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、財団法人ふるさといわて定住財団と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を岩手県盛岡市内丸10番1号に置く。

(目的)

第3条 この法人は、地域の雇用環境の整備、改善等を推進することにより、魅力ある地域社会を創出し、もって地域の発展を担うべき人材の確保、育成、定住の促進に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 事業所の概要及び求人に関する情報の収集及び求職者への提供
- (2) 求職者に対して、就職を容易にするために必要な知識及び技能を習得させるための講習
- (3) 事業主が事業の概要及び業務の内容その他求人の内容について求職者に対し説明を行うための説明会の開催
- (4) 求職活動を援助するための労働者に対する給付金等の支給
- (5) 前各号に定めるもののほか、求職者の就職を容易にするための事業
- (6) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第2章 財産及び会計

(財産の構成)

第5条 この法人の財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 寄附金品
- (3) 財産から生じる収入
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

(財産の種別)

第6条 この法人の財産は、基本財産、基金及び運用財産の3種とする。

2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録中基本財産の部に記載された財産
- (2) 基本財産とすることを指定して寄附された財産
- (3) 理事会において基金及び運用財産から基本財産に繰り入れることを議決した財産

3 基金は、ふるさといわて定住基金及び雇用環境整備基金の2種とし、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 基金とすることを指定して寄附された財産
 - (2) 理事会で基金に繰り入れることを議決した財産
- 4 運用財産は、基本財産及び基金以外の財産とする。

(経理の区分)

第7条 この法人の経理は、一般会計と特別会計に区分して経理する。ただし、一般会計に係る事業であっても、特に必要があると認めるときは、理事会の議決を経て、これを区分して経理することができる。

(一般会計)

第8条 一般会計は、基本財産、ふるさといわて定住基金及び雇用環境整備基金をもって構成し、特別会計に係る事業以外の事業に係る収入及び支出を経理する。ただし、前条ただし書きの規定により一般会計から区別された事業に係る収入及び支出については、これを区分して経理する。

- 2 一般会計の経理は、基本財産、ふるさといわて定住基金及び雇用環境整備基金から生ずる果実並びに特別会計の事業に係る運用財産以外の運用財産をもって支弁する。

(特別会計)

第9条 特別会計は、一時的に居住地を離れ他に雇われて就労する者であって就労期間経過後当該居住地に帰するものに対して援護を行う事業（以下「出稼労働者援護事業」という。）に係る収入及び支出を経理する。

- 2 特別会計の経理は、出稼労働者援護事業に係る運用財産をもって支弁する。

(財産の管理)

第10条 この法人の財産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

- 2 基本財産及び基金のうち現金は、郵便官署若しくは銀行等への定期預金、信託会社への信託又は国債、公社債その他確実な有価証券の購入等安全確実な方法で保管しなければならない。

(基本財産等の処分の制限)

第11条 基本財産及び基金は、これを処分し、又は担保に供することはできない。ただし、この法人の事業遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決を経、かつ、岩手県知事の承認を得て、その一部を処分し、又はその全部若しくは一部を担保に供することができる。

(経費の支弁)

第12条 この法人の経理は、運用財産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第13条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算に関する書類は、理事長が作成し、毎会計年度開始前に、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決を経て、岩手県知事の承認を得なければならない。これを変更する場合も同様とする。

(暫定予算)

第14条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の前日まで前年度予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第15条 この法人の事業報告及び決算は、毎会計年度終了後、理事長が事業報告書、収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録等として作成し、監事の監査を受け、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決を経て、その会計年度終了後3か月以内に岩手県知事に報告しなければならない。この場合において、資産の総額に変更があったときは、2週間以内に登記し、登記簿の謄本を添えるものとする。

(長期借入金)

第16条 この法人が資金の借入をしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決を経、かつ、岩手県知事の承認を得なければならない。

(義務の負担及び権利の放棄)

第17条 予算で定めるものを除き、この法人が新たに義務を負担し、又は権利を放棄しようとするときは、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決を経、かつ、岩手県知事の承認を得なければならない。

(会計年度)

第18条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第3章 役員及び評議員

(種類及び定数)

第19条 この法人に、次の役員及び評議員を置く。

- (1) 理事 10人以上20人以内
- (2) 監事 2人
- (3) 評議員 10人以上20人以内

(選任等)

第20条 理事及び監事は評議員会において選任する。

2 理事は、互選により理事長1人、副理事長2人以内及び専務理事1人を選任する。

3 評議員は、理事会において選出し、理事長がこれを委嘱する。

4 理事、監事及び評議員は、相互にこれを兼ねることができない。

5 理事のいずれか1人とその親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。

6 監事は、相互に親族その他特別の関係のある者であってはならない。

7 理事に異動があったときは、2週間以内に登記し、登記簿の謄本を添え、遅滞なく、その旨を岩手県知事に届け出なければならない。

8 監事に異動があったときは、遅滞なく、その旨を岩手県知事に届け出なければならない。

(職務)

第21条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 副理事長は、理事長の意を受けて、この法人の業務を掌理し、理事長に事故あるとき、

又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。

- 3 専務理事は、理事長及び副理事長を補佐し、この法人の日常の業務を処理し、理事長及び副理事長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この寄附行為に定めるところにより、この法人の業務を議決し、執行する。
- 5 監事は、次の職務を行う。
 - (1) 財産及び会計を監査すること
 - (2) 理事の業務執行状況を監査すること
 - (3) 財産、会計及び業務の執行について、不整の事実を発見したときは、これを理事会及び評議員会又は岩手県知事に報告すること
 - (4) 前号の報告をするために必要があるときは、理事会及び評議員会の招集を請求し、又は招集すること
- 6 評議員は、評議員会を構成し、寄附行為に定める職務を行うとともに、理事長の諮問に応じ、業務の運営に関する重要事項を審議する。

(任期)

第22条 役員及び評議員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員により選任された役員及び評議員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 役員及び評議員は、辞任又は任期終了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(解任)

第23条 役員が次の各号の一に該当するときは、理事会又は評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の3分の2以上の議決に基づいて解任することができる。この場合、理事会及び評議員会において議決する前に、その役員に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき
 - (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき
- 2 前項の規定は、評議員の解任について準用する。この場合、「役員」とあるのは「評議員」と読み替えるものとする。

(報酬等)

第24条 役員及び評議員は無給とする。ただし、常勤の役員は有給とすることができる。

- 2 役員及び評議員には費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第4章 理事会及び評議員会

(構成)

第25条 理事会は、理事をもって構成する。

- 2 評議員会は、評議員をもって構成する。
- 3 監事は、理事会及び評議員会に出席し、意見を述べることができる。

(権能)

第26条 理事会は、この寄附行為に別に定めるもののほか、この法人の業務に関する重要な事項を議決し、執行する。

2 評議員会は、この寄附行為に定めるもののほか、理事長の諮問に応じて必要な事項を審議するとともに、必要に応じて法人に関する重要事項に関し、理事長に建議することができる。

3 理事会において、第1項に掲げる事項を議決する場合は、あらかじめ評議員会の意見を聴取するものとする。

(種類及び開催)

第27条 理事会は、通常理事会と臨時理事会の2種とする。

2 通常理事会は、年2回開催する。

3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき

(2) 理事現在数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき

(3) 第21条第5項第4号の規定により、監事から招集の請求があったとき

(招集)

第28条 理事会及び評議員会は、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第3項第2号及び第3号に該当する場合は、その日から14日以内に臨時理事会を招集しなければならない。

3 理事会及び評議員会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも7日前までに通知しなければならない。

(議長)

第29条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

2 評議員会の議長は、その評議員会において、出席した評議員のうちから選任する。

(定足数)

第30条 理事会及び評議員会は、理事現在数及び評議員現在数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第31条 理事会及び評議員会の議事は、この寄附行為に定めるもののほか、出席した構成員の過半数をもって決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

(書面表決等)

第32条 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事又は評議員会に出席できない評議員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の理事若しくは評議員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における前2条の規定の適用については、その理事又は評議員は出席したものとみなす。

(議事録)

第33条 理事会及び評議員会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 構成員の現在員数、出席者数、及び出席者氏名（書面表決者及び表決委任者の場合
にあつては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項及び議決事項
 - (4) 議事の経過の概要及びその結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名以上が、署名、
押印しなければならない。

第5章 寄附行為の変更及び解散

(寄附行為の変更)

第34条 この寄附行為は、理事会において、理事現在数の4分の3以上の議決を経、かつ、岩手県知事の承認を得なければ変更することができない。

(解散)

第35条 この法人は、民法（明治29年法律第89号）第68条第1項第2号から第4号までの規定によるほか、理事会において、理事現在数の4分の3以上の議決を経、かつ、岩手県知事の承認の得て解散することができる。

(残余財産の処分)

第36条 この法人が解散するとき有する残余財産は、理事会において、理事現在数の4分の3以上の議決を経、かつ、岩手県知事の許可を得て、地方公共団体又はこの法人と類似の目的を有する公益法人に寄附するものとする。

第6章 事務局

(設置等)

第37条 この法人の事務を処理させるため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長及び職員は、理事長が任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(備付け書類及び帳簿)

第38条 事務所には、次に掲げる帳簿及び書類を備えておかななければならない。

- (1) 寄附行為
- (2) 理事、監事、評議員及び職員の名簿及び履歴書
- (3) 許可、認可等及び登記に関する書類
- (4) 寄附行為に定める機関の議事に関する書類
- (5) 収入、支出に関する帳簿及び証拠書類
- (6) 資産、負債及び正味財産の状況を示す書類
- (7) その他必要な帳簿及び書類

第7章 補則

(委任)

第39条 この寄附行為に定めるもののほか、この法人の運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

附 則

- 1 この寄附行為は、この法人の設立許可があった日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、第20条第1項及び第2項の規定にかかわらず、設立者の定めるところとし、その任期は、第22条第1項の規定にかかわらず、平成7年3月31日までとする。
- 3 この法人の設立初年度の事業計画及び予算は、第13条の規定にかかわらず、設立者の定めるところによる。
- 4 この法人の設立初年度の会計年度は、第18条の規定にかかわらず、設立許可のあった日から平成6年3月31日までとする。

附 則

この寄附行為の変更は、岩手県知事の承認があった日（平成9年3月31日）から施行する。

附 則

この寄附行為の変更は、岩手県知事の承認を得て、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この寄附行為の変更は、岩手県知事の承認があった日（平成11年9月17日）から施行する。

附 則

この寄附行為の変更は、岩手県知事の承認があった日（平成13年4月1日）から施行する。

附 則

この寄附行為の変更は、岩手県知事の承認を得て、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この寄附行為の変更は、岩手県知事の承認があった日（平成18年4月1日）から施行する。